

生駒市法令遵守委員会
平成22年度第2回会議次第

日 時 平成22年6月24日（木）

午後3時10分から

場 所 生駒市役所4階 401会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 生活環境部職員との懇談（意見交換）

(2) その他について

3 閉 会

平成22年度第2回生駒市法令遵守委員会
会議録(要旨)

日時 平成22年6月24日(木) 午後3時10分～5時35分

場所 生駒市役所 401会議室(4階)

出席者

(委員) 秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員

(事務局) 今井企画財政部長

坂野監査委員事務局長、三原監査委員事務局局長補佐、

渡辺監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

(ヒアリング対象職員)

中谷環境事業課長、平井環境政策課長、米田生活安全課長

議案

1 開会

2 案件

(1) ヒアリングからの考察等

○ 公職者から受けた要望等全件記録事務について

4月から運用を始めたが、4月には15件の要望等案件があったうちの5件が公職者から受けた要望等であり、さらにそのなかの4件が公職者からの問い合わせであった。

公職者から受けた事実関係等の確認や問い合わせが記録の対象となるのか否か、また、「要望等」に含まれるのか否かについて、市職員の認識には違いがみられた。

また、条例の制定に伴う議案の上程前等には、当然その案件の事務で忙しい上に公職者からの質問・確認も多く、記録する時間的な余裕がないとの意見もあったが、条例においては、公職者についてのみ職務に関する単なる事実の確認や問い合わせも「要望等」に該当すると規定されていることから、今後も記録・報告するよう指導していくこととする。なお、単なる事実の確認や問い合わせであれば、対応方針も必要なく記録も1、2行程度で済むことも併せて指導していくこととする。制度の運用においては、「要望等」に該当するか否かの判断に迷う場合に記録の有無に係る判断の責任を個々の市職員に強いることにならないよう、すべて記録するとした方が運用もしやすいのではないかと。

条例の制定によって公職者の来訪・電話の件数に影響が出ているのではないかという意見もあったことから、公職者の方にも「要望等の記録・公表制度」を認識していただいているものと推測する。だが、間違った認識によって件数が減少することのないよう、公職者の方には、公表することによって自身の活動をアピールできるものと捉えていただきたい。

○ 『来訪・電話記録簿』の作成について

市職員からは、業務の繁忙期等には『来訪・電話記録簿』を作成する時間的な余裕がないとの意見が出されたが、日常業務の大きな支障とならないように記録

を簡略化させることで、責任者(管理職職員)だけでも作成していただけるようお願いしたい。記録に当たっては条例の及ぶ範囲を超える案件もあろうが、条例の趣旨を全うする上でも、日頃から記録を習慣づけ、必要とあればすぐ報告するという体制をつくり、そうすることが当たり前であるという意識を市民も公職者も含めて持っているようにするのがよい。なお、生活環境部の管理職職員には1か月にわたって試行をお願いすることとし、何か問題があるようであれば、また委員会としても検討してみる必要があるのではなかろうか。

○ 記録基準等について

調査やヒアリングからは、要望等の内容によって判断する以外にも大きな声で威圧的な態度でものをいう人や後々まで尾を引くであろうと思われる案件を記録・報告の対象とする傾向がみられた。前回のヒアリングでも、本質的に同様の要素を持っているものを記録・報告の対象とする傾向がみられたことから、今年4月の報告書においてもその1例として「要望等記録基準例」を例示したところである。

また、市民等からの意見を市政にフィードバックするという本条例におけるもう一方の趣旨を踏まえて報告された事例もみられた。

(2) その他について

○ 次回の調査について

次回の調査は、市民部各課を調査対象としている。なお、調査に当たっては、件数が膨大となり記録が業務に支障を来す恐れがあることから、通常の事務の流れに終始する証明等の交付事務、住民票等の交付事務は調査対象から外すこととする。一方、交付事務に関する電話等での問い合わせ、交付時のトラブル等は記録の対象とする。

3 閉 会